

### 名古屋地方の時事新報買捌所

從來名古屋地方の時事新報買捌所は同地の石版舎に委託し居たれども今般都合よりて之を廢し更に名古屋榮町百四十二番戶金鏡館と特約を結び同地方の買捌を取扱はせ候間以後同館へ御注文相成候得ば名古屋并其近傍は無遠送料にて時事新報配達可仕候又は送石版舎より時事新報購讀被成下候方々は御手数數がら此際石版館へ更し御注文被成下候様奉願候

#### 時事新報定價

時事新報一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送料廣告料へ左ノ如シ

一月二角 三個月五角 半年一元 一年二元

○時事新報社より直接ニ郵便ニテ運送スルモノニ限リ右定額ノ外ニ一月二十六日ノ送送料ヲ申受ク

#### 時事新報廣告料前金

一行十行	一行二十行	一行三十行	一行四十行	一行五十行
八錢	一圓	一圓二角	一圓四角	一圓六角
九錢	一圓二角	一圓四角	一圓六角	一圓八角
一圓	一圓四角	一圓六角	一圓八角	二圓
一圓二角	一圓六角	一圓八角	二圓	二圓二角
一圓四角	一圓八角	二圓	二圓二角	二圓四角
一圓六角	二圓	二圓二角	二圓四角	二圓六角
一圓八角	二圓二角	二圓四角	二圓六角	二圓八角
二圓	二圓四角	二圓六角	二圓八角	三圓

### 政府の占有權

一國の政府として國の經濟の爲めに在るは無論、又治安を處るの點に於ても民間私信の運送を官の手に取揚げ私運送事務を許さざるは正當の手段なりと云はざる可らず今日西洋諸國に在りても民間私信の運送は一として其國通信事務局の管理たらざるなく更一步を進めて政府が必要と認むる場合にハ私信と被て點檢をせらるるも人民は之を拒むことなく公權の爲めハ私權を曲ぐるの例は今の文明國民は於て見る所の者なり一説に政府が私信と被封するは不正當の處置として人權を犯すの極端なりと云ふも是れは是れは可し然し專制武斷的政治と布て抑壓の下に斯民を御せんとするの考ならば兎も角もなれ共尙も然らずして民治を計るの手段ならば政府は於て被封の權と放棄し、公安を害するの形迹顯はせざる以上ハ充分、秘密の自由と與ふるの主義を斷行せざる可らず云々と論ずる者あり固より至當の議論なれば我輩に於て不服なき所あれども斯る學者論は姑らく爰に云ふとして政府が民間私信の運送を自身に收め又隨意に之を被封するも今の社會に在り如何にも不可らざるの事相なりと假定して然らば爰に新聞紙あるものあり是れハ人民相互の交通にして私信の一部分に屬す可死や否やと問ふて容易に然りと答るを得ず若し私信ならずして政府の何の必要あつて其運送を民間より取揚ぐる者なるやの問題は自然の順序に於て起らざるを得ず即ち我輩が覬見を陳べんと欲する所のものなり

道路の說く所を以てするに今同郵便條例の改正に於て發行地三里以外に新聞紙社の配達を禁すべしとの其旨趣は「總て私信に運送は政府占有の圈内に屬せざる可らず」と云ふ單一の格言を基とし新聞紙も亦信書の一部あるが故に今日の如く之を民間の私運に任せて政府より禁止せざるは取も直さず政府に屬す可き正當の占有範圍と民間の爲めハ犯されたる次第なれば其被儀の權を恢復するの順序として之を禁すと已むを得ざる事實なりと云ふの點に在るが如し左れば我輩も一步を進み私信の運送は政府の占有に屬するを當然の理なるべしと看做して備新聞紙は私信の一部なるが故に其配達も政府の權内に入る可き者なりや如何んの論

### 明治生命保險會社

東京日本橋區南  
本場町二十番地  
每週土曜午後保險會社入體格診致候但規則書ハはがきニ御申越次第遠近ヲ論ゼス送呈ス

に就ては斷然否と返答すべし抑も新聞紙の事業たる公法令の規律を受けて守る可き範圍内に自由に運動するも更に私の秘密あるに非ず紙面の記事天下公衆に示して畏れず擧げざるの事柄なれば之ハ私信の名を下す可らざるは勿論にして例へば記者の新聞紙と綴るも學者の書を著はすと同一の事業なるに若しも強ひて著書は一個の信書あり配布の方便を民間の自由に放任するは危險なりとして悉く其發賣を政府の手に收めんとせば人難れの其誤を笑はざらんや新聞紙の配達は於けるも其趣に於て同考者あれば今回政府に於て三厘以外私社の配達を禁す可しとの説は我輩如何にしても其事實を信する能はざるなり將た夫れのみならず新聞紙が獨立の營業と爲りて今日の社會に一面目と開きたる其有様は之を他の商業に比して毫も異なる所あるふと云ふ即ち各社は製造の中心にして製品たる新聞紙の延て全國に普及せる溝路には大中小の取次買捌所より以て小賣店に至るの順序整々して恰も普通の商業に物品は仲買問屋卸賣の手續を経て然して後始めて需要者の手に入るの定則に外るゝふと云ふものゝ如し然るを政府に於て新聞紙の業ハ限り仲買問屋卸賣の手續を盡すと相叶はずと命令たらば其營業の難は素人の考にも明白なる所にして新聞紙は俄に商賣の利益を禱るゝもの云ふ可し元來新聞紙は營業も他の商賣に如く甚だ艱難多きものにして之を擴張するにハ幾幾級の順序を盡し層々階を重ねて購讀者にあらゆる便利を得せし先以て自他の利を謀ることあるに一朝にして此便法を封じられては他に求む可き手段あると見ず當局の人に於ても能く此邊注意し少しく商賣上の觀察あらんば我輩の望する所あり

西洋に於ても往時新聞紙檢束の法嚴酷なりし頃に在りては私社の配達と許さざりし事例もありされども今日、人文大ハ開けて新聞紙は社會の必要具と爲りたる世の中に尙未だ私社の配達を自由にせざめずして之を政府の手にするの法は獨逸一國を除て他の文明國に見ざる所なり英國に於ては去る千八百四十年までは政府自ら新聞紙の運送を司りて私社に配達の權を與へざりしに同年條例を改正して其禁を解きたるが爲め各新聞紙は非常の便利を得て方今英國が新聞紙事業を以て世界に冠絶する所以の者は此弊禁の一令亦興りて力ありと云へり然るも日本は之に反し四十年前英國の政府に於て廢棄したる配達の占有權を今日も再奪せんめんとする如きあらば總令へ其法は獨逸主義と據るにもせず我輩は日本の文化却步したりとて文明諸國人の見る所を不快に思ふ者なり尙も外に對するの體面のみならず之を内にして人民に智識開發の不便を増し其商賣營業の利を失はしむるに於てをや新聞紙の配達と政府の占有權内に收むるの一事は我輩如何にして其良策たるを看出すよと能はざるなり

### 官報

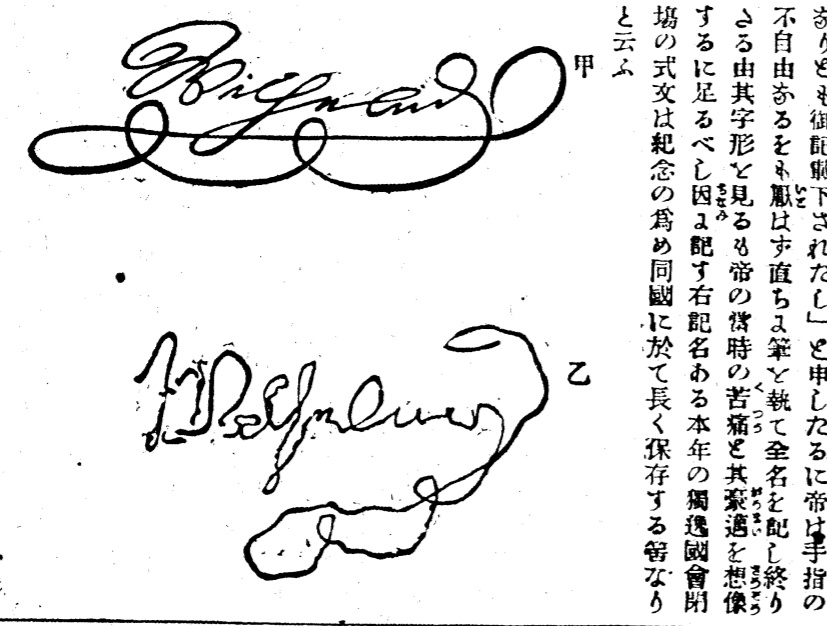
府縣沖繩縣 除ク

○大藏省令第五號  
明治二十年十二月省令第十五號備覽儲蓄金取扱順序第十四條中「三箇月毎」トアルヲ「毎年四月中」ト改ム  
明治廿一年五月十七日 大藏大臣伯耆松方正義

○獨逸先帝の花押 兼遺英傑の寶と以て家と起し國と興すものは何れも皆如何に付け箇に付け自ら人に過ぎ

たるの行ひあり況んや歐洲英雄の淵源に於て一層鏘々たる獨逸先帝平生の行爲の左もあるべき等に於て今更事新しげに報道するにも及ばざれども茲も二三卓越の逸事と擧ぐれば帝の傍らには特別秘書官一名ありて毎朝毎夕に發見する諸新聞紙を閱讀し施政に關する事及以輿論の方向を知るに足るべきものは總べて餘さず其處だけと切り取り之を帝の手に渡すに帝は常に意らず之を熟讀し以て内閣より奏上を待たずして民心の向背政略の當否等を知り且帝ハ此方法によりて今後施すべき政務を自ら決斷する所あるが故に時として諸大臣が内閣に於て熟議の上正々舉行せんとし奏上するに臨み帝より、そは國民の安全に害あり舉行をべからずとの命を受けて中止する事あり左れども右諸大臣より障つて其國安に害なきと説明し或は舉行の必要なるを諫告して止まずして帝の心中と思ひ換ふる所ある時は直ちに其議に従ふ事謂ゆる水の低きに就くが如し帝の常に居住する宮殿の向ふ側に當れるフリスリハ大帝の像碑近傍に貧民群集して帝が窓より外を眺むる折を拜見せんとするは絶えずある事なるが其時此等の貧民等は帝の注意を惹起さるが爲め紙切れを振り廻す帝は之を見て何事をか嘆訴請願せんとするものなるやも測られず直ちに彼等を宮殿へ呼び寄せ傳令官の室に於て懇ろに聞き紅さしむるを常とす蓋し時として其紙切れは果して嘆願書なるが故に其儘帝の手元へ進達せる事あり此等の崩損近き頃まで帝の常又意を用ふる所もして其他聽政、延見、運動、眼食等には總べて毎日一定の刻限あり嘗て怠り支事あるを開かず又帝は崩損の五六年前よりハ皇后(即ち今の皇太后)と共に畫食を興すに其時刻は毎日四時又して大膳課は命に從ひ調理し終つて充分兩陛下に供えたる其殘餘を帝の命によりての日々貧民に與ふるや例とし貧民の婦女は器物を携へて大膳課の厨に赴き殘餘を得て家族分食するに六家飽食するに足ると云ふ餘事ハ差置左に掲ぐる二種の花押の内甲は帝が平生強壯の折文書に記載する所の字形にして乙は先日崩損の詳報にも記せし如く崩損の近づきし頃ハヒスマルク公が國會閉場の式文を携へて參内し調印を請ひし宸筆ありヒスマルク公は此調印を請ふ時帝に向つて「御煩悶には候得共天下の法は犯し難き所なれば實めては御頭文字一字かりとも御記載下されたり」と申したるに帝は手指の不自由あるを御承はす直ちハ筆を執り全名を記し終りざる由其字形と見るも帝の當時の苦痛と其家運を想像するに足るべし因に記す右記名ある本年の獨逸國會閉場の式文は紀念の爲め同國に於て長く保存する等なりと云ふ

○平野造  
九月中又  
雷船一艘  
取掛り居  
○兩大神  
古來二十  
遷宮以來  
切組最中  
は恰も御  
手する由  
中の金満  
又路用等  
人ある見  
諸州より  
月間は西  
田豊橋よ  
切らざる  
需に應じ  
夜を明し  
事とも爲  
者ある者  
寒さ中に  
人民は之  
四國中國  
ひ迄に止  
如きも掛  
方なく宿  
云ふ  
○輸出品の  
執行弘通



### 活字廣告

益御繁榮奉賀陳ハ弊堂諸君ノ御  
深謝然處弊堂活字ノ儀ハ其質堅牢ニ赴キ候段奉  
且印刷上頗ル鮮明廉價ナルヲ以テ昔ク世上ノ御高評ヲ  
得是迄多數ノ御注文ヲ受候ハ全ク前書ニ適當致候故ニ

### 梅

本院ノ梅  
温煖ナル  
之ニ關係